



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

382	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
383	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	2
384	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	( " ).....	2
385	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	3
386	介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	( " ).....	4
387	介護保険法による介護医療院の開設の許可	( " ).....	4
388	指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	5
389	指定障害児通所支援事業者の指定	( " ).....	5
390	指定障害福祉サービス事業者の廃止	( " ).....	5
391	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	6
392	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	6
393	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	( " ).....	8
394	〃	( " ).....	8
395	大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	( " ).....	8
396	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	( " ).....	9
397	大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要	( " ).....	9
398	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	( " ).....	10
399	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	( " ).....	10
400	〃	( " ).....	11
401	大規模小売店舗立地法によるかつらぎ町から聴取した意見の概要	( " ).....	11
402	大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要	( " ).....	12
403	換地処分の完了	(農業農村整備課).....	12
404	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	12
405	〃	( " ).....	13
406	保安林の指定	( " ).....	14
407	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	14
408	基本測量の実施	(技術調査課).....	15
409	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	15
410	〃	( " ).....	15
411	〃	( " ).....	16
412	〃	( " ).....	16
413	〃	( " ).....	16
414	〃	( " ).....	17
415	道路の供用開始	(道路保全課).....	17

416	道路の区域変更	( " )	..... 17
417	道路の供用開始	( " )	..... 18
418	都市計画の変更	(都市政策課)	..... 18
419	"	( " )	..... 18
420	"	( " )	..... 19

○ 海区漁業調整委員会指示

2	まき餌船釣り等の禁止等	..... 19
3	イサキのまき網漁業	..... 21
4	ウミガメの採捕等	..... 22

告 示

和歌山県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710014 10	株式会社仁昌堂	通所介護ごもうのいえ	和歌山県橋本市胡麻生700-20（東棟3F）	通所介護	令和3.4.1	令和9.3.31

和歌山県告示第383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710014 02	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	養護老人ホーム国城寮	和歌山県橋本市隅田町河瀬907	介護予防特定施設入居者生活介護	令和3.4.1	令和9.3.31

和歌山県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30614901 85	医療法人久生会	山本クリニック	和歌山県海南市名高506-4	訪問看護 介護予防訪問看護	令和2.12.1

3071300259	合資会社里幸	里幸指定訪問介護事業所	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野489-5	訪問介護	令和 2.12.1
3072100096	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会	和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の326	通所介護	令和 2.12.31
3072100823	株式会社亀甲	訪問介護事業所ふじの里	和歌山県日高郡日高町荊木115-1	訪問介護	令和 3.1.31
3071400844	株式会社リアン	ケアセンターりあん	和歌山県海南市且来233-8	訪問介護	令和 3.2.28
3071400026	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	和歌山県海南市日方1519-10	訪問介護	令和 3.3.31
3072000270	医療法人裕紫会	ヘルパーステーション中紀	和歌山県御坊市藤田町吉田324-1	訪問介護	令和 3.3.31
3072100070	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会龍神事業所	和歌山県田辺市龍神村柳瀬1134番地	通所介護	令和 3.3.31
3072201613	医療法人伸阿会	カノンヘルパーステーション	和歌山県田辺市下三栖1483-15	訪問介護	令和 3.3.31
3072400132	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会大塔事業所(富里)	和歌山県田辺市下川下989番地	通所介護	令和 3.3.31
3062390087	株式会社やさしさ	訪問看護ステーション紀の風	和歌山県新宮市佐野1322-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3.3.31
3071700938	医療法人稲穂会	ヘルパーステーション瑞穂	和歌山県紀の川市粉河775-1	訪問介護	令和 3.3.31
3071800571	株式会社ONE POINT	訪問介護事業所こねこね	和歌山県岩出市岡田669-12 石田ビル2F	訪問介護	令和 3.3.31
3071300671	特定非営利活動法人コミュニティネット	ケアセクションかつらぎ	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東72-3	通所介護	令和 3.3.31
3071600302	有田周辺広域圏事務組合	ショートステイ潮光園	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2600番地3	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和 3.3.31

## 和歌山県告示第385号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
---------	------------	--------	---------	---------	-------	--------------

3061490201	セントケア和歌山株式会社	訪問看護セントケアかいなん	和歌山県海南市名高504番地の1 サクラテナントA・B	訪問看護 介護予防訪問看護	令和3.4.1 令和3.4.1	令和9.3.31 令和9.3.31
3072201811	医療法人伸阿会	特定施設サービス付き高齢者向け住宅ポータラカ	和歌山県田辺市下三栖岩屋谷1483番地の15	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和3.4.1 令和3.4.1	令和9.3.31 令和9.3.31
3071701019	社会福祉法人光栄会	養護老人ホーム白水園	和歌山県紀の川市上田井1229-1	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和3.4.1 令和3.4.1	令和9.3.31 令和9.3.31
3071601524	社会福祉法人恩賜財団済生会支部和歌山県済生会	ショートステイ潮光園	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2600番地3	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3.4.1 令和3.4.1	令和9.3.31 令和9.3.31
3062190073	株式会社KINJITO	訪問看護ステーションナンバーワン日高	和歌山県日高郡日高町荊木115-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和3.4.1 令和3.4.1	令和9.3.31 令和9.3.31
3072401395	医療法人紀祥会	サービス付き高齢者向け住宅ハイツ六木山	和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台66番61号	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和3.4.1 令和3.4.1	令和9.3.31 令和9.3.31

和歌山県告示第386号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3011710138	医療法人稻穂会	稻穂会病院	和歌山県紀の川市粉河756番地の3	指定介護療養型医療施設	令和3.3.31

和歌山県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 介護保険事業者番号 30B1700012
- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 医療法人稲穂会
- 3 介護医療院の名称 稲穂会病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県紀の川市粉河756番地の3
- 5 許可年月日 令和3年4月1日
- 6 サービスの種類 介護医療院

## 和歌山県告示第388号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051500050	放課後デイサービス小麦畑	有田市宮原町東215番地	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人さくらんぼ	有田市星尾450番地の2	令和3.3.31

## 和歌山県告示第389号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051500142	放課後等デイサービス小麦畑	有田市箕島627-1 箕島老人憩いの家	放課後等デイサービス	社会福祉法人桜樹	有田市山地字中ノ瀬18番地	令和3.4.1
3052200072	通園ありんこ	田辺市芳養町3216-19	保育所等訪問支援	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	令和3.4.1
3051600280	カラフルブランチ	有田郡有田川町上中島16番地1	放課後等デイサービス	一般社団法人Smileスマイル会	有田郡有田川町長田288	令和3.4.1
3052400193	ほうかごルーミー	西牟婁郡白浜町栄411番地の5	放課後等デイサービス	合同会社ツースリーエー	西牟婁郡白浜町堅田1062番地の2	令和3.4.1

## 和歌山県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
-------	--------	---------	-------------	--------	----------------	-------

3011400 557	シェアスマイル	海南市山崎町3丁目 3-680	自立訓練（生活訓練）	株式会社シェアタイム	海南市山崎町3丁目 3-680	令和 3.3.31
----------------	---------	--------------------	------------	------------	--------------------	--------------

## 和歌山県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3021000 702	ふれあいの里	橋本市小原田字 越部129番1	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	社会福祉法人 博芳福祉会	橋本市東家六丁 目347番5	令和 3.4.1
3012250 738	やまびこひろば	田辺市平瀬931	短期入所（併 設型）	知的障害者	社会福祉法人 大塔あすなる 会	田辺市木守339	令和 3.4.1
3022250 512	やまびこひろば	田辺市平瀬931	共同生活援助	知的障害者	社会福祉法人 大塔あすなる 会	田辺市木守339	令和 3.4.1
3011700 949	Remon	紀の川市粉河字 西前田383-4	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者	株式会社Yell ow	大阪府泉佐野市 りんくう往来南 5番地の25	令和 3.4.1
3021700 947	グループホーム とのわ	紀の川市貴志川 町井ノ口1010-1 7	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	一般社団法人 とのわ	紀の川市打田44	令和 3.4.1
3012000 323	ショートステイ いちご	日高郡日高町小 中670番地1	短期入所（併 設型）	特定なし	社会福祉法人 太陽福祉会	日高郡美浜町和 田1138番地	令和 3.4.1
3012125 195	ケアサポートか える	日高郡印南町西 ノ地20-4	就労継続支援 B型	特定なし	合同会社タノ クラ	日高郡印南町印 南3273-3	令和 3.4.1
3012410 530	あすなる花卉の 郷	西牟婁郡上富田 町朝来3777-1	短期入所（併 設型）	知的障害者	社会福祉法人 大塔あすなる 会	田辺市木守339	令和 3.4.1

## 和歌山県告示第392号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出するこ

と。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ツルハドラッグ粉河店  
和歌山県紀の川市粉河字西鳥居941-1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
JA三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤真樹  
東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡政浩  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年11月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,434㎡
- 6 駐車場の収容台数  
55台
- 7 駐輪場の収容台数  
46台
- 8 荷さばき施設の面積  
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
7.2㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所（敷地北側 2か所、敷地東側 1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
令和3年3月23日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和3年4月9日から同年8月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第393号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパー松源西浜店  
和歌山県和歌山市西浜1026-1
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和2年和歌山県告示第1192号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番町23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第394号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）マツゲン西庄店  
和歌山県和歌山市西庄字妙見441番1他7筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和2年和歌山県告示第1193号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番町23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第395号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地



海南市藤白複合店舗

和歌山県海南市藤白字有田屋濱181番4外5筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1397号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目2番1)

海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第396号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)松源橋本林間店

和歌山県橋本市三石台一丁目2番3外6筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1194号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)

橋本市経済推進部シティセールス推進課(橋本市東家一丁目1番1号)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第397号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツゲン御坊店

和歌山県御坊市菌53番4他

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1195号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課（御坊市湯川町財部651）

御坊市産業建設部商工振興課（御坊市菌350番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第398号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源粉河店

和歌山県紀の川市粉河758番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1196号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第399号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マツゲン岩出西店

和歌山県岩出市中黒字前島546番外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1197号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第400号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
松源岩出店  
和歌山県岩出市大町字大町後58番地の2
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和2年和歌山県告示第1198号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）  
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第401号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりかつらぎ町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパー松源妙寺店  
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺160番地の8
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和2年和歌山県告示第1199号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）  
かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第402号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 松源湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字走上り1641-1他15筆

## 2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1200号

## 3 意見の概要

なし

## 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

湯浅町産業建設課農水商工係（有田郡湯浅町青木668番地1）

## 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年4月9日から同年5月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第403号**

令和3年3月18日付けで認可した日高川町宮換地計画（千津川地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第404号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

令和3年4月29日から同年7月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**和歌山県告示第405号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

令和3年4月29日から同年7月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## 和歌山県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市龍神村殿原字中南谷1216（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
田辺市龍神村殿原字中南谷1216（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第407号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第408号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

### 和歌山県告示第409号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和2年12月7日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月30日

### 和歌山県告示第410号

和歌山県新宮市三輪崎の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期

平成30年4月25日から令和2年3月30日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月30日

---

**和歌山県告示第411号**

和歌山県紀の川市桃山町中畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から令和2年12月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町中畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町中畑の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月30日

---

**和歌山県告示第412号**

和歌山県紀の川市桃山町善田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から令和2年12月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町善田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町善田の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月30日

---

**和歌山県告示第413号**

和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月9日



- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年1月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月30日

**和歌山県告示第414号**

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年1月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区
- 5 認証年月日  
令和3年3月30日

**和歌山県告示第415号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市西小二里二丁目519番4地先から同市松ヶ丘三丁目509番26地先まで

供用開始の期日 令和3年4月9日

**和歌山県告示第416号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 太地港下里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字下里字南982番3地先から同町大字下里字南801番6地先まで	旧	4.66 } 6.70	52.68	
同上	新	6.66 } 9.58	52.68	

**和歌山県告示第417号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 太地港下里線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字下里字南982番3地先から同町大字下里字南801番6地先まで

供用開始の期日 令和3年4月9日

**和歌山県告示第418号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）

- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県和歌山市冬野字宮垣内、髭白、南山、関戸、丸山、岩崎、生後田  
本渡字角田、山崎

- 3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**和歌山県告示第419号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示

し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
かつらぎ都市計画道路（3・5・1号高田嵯峨谷線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県伊都郡かつらぎ町萩原字禮上  
    笠田東字室ノ木  
    佐野字上嶋  
    大谷字西中洲、東出前  
    蛭子字丁地  
    大藪字長玄田  
    新田字丁通り西  
    中飯降字北久保、北溪西

- 3 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年4月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
串本都市計画道路（3・6・1号串本港線、7・6・1号堀生清水生線、7・6・2号笠嶋線）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和3年4月9日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村徳夫

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和3年4月24日から令和4年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 （和共第1号）	全域	周年

日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		10月20日から翌年7月31日まで
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者 岸野知夫ほか3名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者 岸野知夫ほか3名 (和定第13号)		5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度(北緯)	経度(東経)
ア	33度35.91分	135度19.39分

イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

## 和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、イサキ資源保護のため、まき網漁業の操業について次のとおり指示する。

令和3年4月9日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

## 1 指示する内容

次の区域及び期間内は、まき網漁業を操業してはならない。

## (1) 区域

下表のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線に囲まれた区域

位置	番号	緯度（北緯）	経度（東経）
日高郡印南町印南沖	ア	33度45.965分	135度08.897分
	イ	33度45.124分	135度08.182分
	ウ	33度44.173分	135度09.757分
	エ	33度45.069分	135度10.532分
西牟婁郡白浜町椿沖	ア	33度36.451分	135度20.349分
	イ	33度34.800分	135度20.294分
	ウ	33度34.799分	135度22.283分
	エ	33度36.417分	135度22.268分
西牟婁郡白浜町日置沖	ア	33度34.905分	135度22.859分
	イ	33度34.375分	135度22.548分
	ウ	33度33.595分	135度24.719分
	エ	33度34.195分	135度24.915分
西牟婁郡すさみ町すさみ沖	ア	33度32.316分	135度28.621分
	イ	33度31.692分	135度28.595分
	ウ	33度31.729分	135度29.260分
	エ	33度32.290分	135度29.243分

(数値はいずれも世界測地系)

## (2) 期間

毎年5月1日から6月30日まで（2か月間）

## 2 指示する期間

令和3年5月1日から令和6年4月30日まで（3年間）

## 和歌山海区漁業調整委員会指示第4号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年4月9日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

（定義）

1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

（採捕の制限）

2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

（承認の対象）

3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（承認証の携帯）

4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、令和3年5月16日から令和4年5月15日までとする。

（制限又は条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の (1) 又は (2) に該当する場合
  - ア 3の (1) 又は (2) に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
  - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。
- (2) 3の (3) に該当する場合
  - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
  - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
  - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。